

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（225）」
2. 日時：平成29年7月21日 13時30分～18時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、
吉村安全審査官、穂藤保安規定係長、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員 発電管理室長代理 他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 各現場へのアクセスが必要な際の条件がエリア滞留水位20cm以下とした記載について、場所によって水位が異なることを整理して提示すること。
- 第4.2-4図 溢水伝播経路図がどのような条件の図で、何を示したいのか整理して提示すること。
- 使用済燃料プールのスロッシング水が東西に振分けられるとする考え方について整理して提示すること。
- 追設や補強する堰の高さや構造について全て整理して提示すること。
- ハッチや水密扉を開放していた場合の影響を含め、プラント停止中の溢水経路、機器への影響について整理して提示すること。
- 漏洩検知の方針変更に伴って検知時間に影響がないことの妥当性を整理して提示すること。
- 表「想定破損による没水影響評価結果まとめ」に記載された影響評価結果の判断根拠を整理して提示すること。
- 止水板等、溢水防護に期待する止水対策について整理して提示すること。
- 循環水系等の溢水について、溢水量や時間に対する根拠を整理して提示すること。

- 循環水管のクローザージョイント（鋼製伸縮可撓継手）の構造と破損箇所を限定できるとする根拠及び伸縮継手としての性能の根拠を整理して提示すること。
- 建屋のコンクリートのひびに対する修復等の管理について整理して提示すること。
- 建屋のコンクリートのひび割れ幅の評価基準のうち、A 2（0.05～0.2mm）の領域に入る場合の影響評価を整理して提示すること。
- 原子炉棟最下階の残留ひび割れ幅と水密性の評価を整理して提示すること。
- 安全区分Ⅰと安全区分Ⅱ、Ⅲの設備のうち系統分離されていないものについて、溢水対策上の扱いを整理して提示すること。
- 雨水による建屋内部への浸水防止を考慮する高さを20cmとした根拠を整理して提示すること。
- 貫通部止水処理の妥当性、サブドレン停止時における地下水の水圧に対する健全性について整理して提示すること。
- サイトバンクのスロッシングによる影響を整理して提示すること。
- 復水器が設置されたフロアのエレベーション差を踏まえ、漏洩検知器を設置する箇所の妥当性を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 内部溢水による損傷の防止等 東海第二発電所の溢水対策の変更について
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（溢水による損傷の防止等（第9条））
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（溢水による損傷の防止等）